

## 食品行政

表1 ミャンマーにおける食品安全管理制度

	製造、一次加工および輸入一次製品の安全衛生管理	輸入食品および加工食品の安全衛生管理
農産物	農業灌漑省農業局 (Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Irrigation)	保健省食品・医薬品局 (Department of Food and Drug Administration [FDA], Ministry of Health)
畜産物	畜産省家畜改良獣医局 (Livestock Breeding and Veterinary Department, Ministry of Livestock and Fisheries)	
水産物	畜産省水産局 (Department of Fisheries, Ministry of Livestock and Fisheries)	

## 食品法規体系と個別食品規格

図1 食品法規体系と個別食品規格の概要関連図

ミャンマー食品規格

	基準の名称	範囲	説明	必須成分・品質要素	食品添加物	汚染物質	衛生	度量衡	表示	分析・サンプリング方法
国家食品法 (1997年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 食品法

### (1) 公衆衛生法 (Public Health Law) (1972年)

公衆衛生法 (1972年) は、食品の品質および清潔性の管理による国民健康保護に関する一般原則を規定する。

### (2) 国家食品法 (National Food Law) (1997年)

国家食品法 (1997年) は、食品の品質および安全面に関して、また、食品の製造、輸入、輸出、保管、流通、および販売に関して、食品規制の枠組みを規定する。食品の製造、保管、流通、検査、管理、試験所の分析、表示、宣伝、および販売を対象とした指令および規制の発布権限を持つミャンマー食品・医薬品専門家委員会 (Myanmar Food and Drug Board of Authority : MFBDA) の設置を規定する。さらに、「管理食品」の指定および食品添加物の認可についても責任を負う。

2013年、国家食品法は 食品法改正法 (連邦議会法第24号) により改正され、以下のように食品の定義が改訂された：

「医薬品、タバコ、および化粧品を除く、人間が飲食可能な食用品、その中に含まれる成分、または食品添加物を指す。本用語は、保健省が随時、告示を通じて食品として定めたものも含む。」

### (3) 動物健康発達法 (Animal Health and Development Law) (1993年)

動物健康発達法 (1993年) により、畜産省家畜改良獣医局は、標準品質について、あるいは有害な病原菌または毒素の有無について、畜産物および動物用飼料を検査する権限を付与される。家畜改良獣医局はさらに、畜産物および動物用飼料の輸入も対象とした細則を規定する。

### (4) 農薬法 (Pesticide Law) (1990年)

農薬法 (1990年) により、農業灌漑省農業局は、ミャンマーにおける農薬の使用を規制する権限を付与される。

### (5) 海洋漁業法 (Marine Fisheries Law) (1990年)

海洋漁業法 (1990年) により、畜産省水産局は、ミャンマーにおける水産物を規制する権限を付与される。水産局はさらに、以下の分野などを対象とした細則を規定する。

- i. 輸出魚介類および水産物に対するサンプリング計画プログラム（水産局令第10号、1996年）
- ii. 水産物における水銀の最大基準値、サンプリング計画、および分析法（水産局令第1号、1998年）
- iii. 調理済み甲殻類および軟体動物貝類の製造に関する微生物学的基準（水産局令第3号、1998年）
- iv. 魚介類および水産物に使用される食品添加物（水産局令第4号、1998年）
- v. 特定区分の水産物に対する総揮発性塩基窒素（TVB-N）最大基準値およびヒスタミン最大基準値（水産局令第7号、1998年）
- vi. 魚介類および水産物に使用される水産養殖用医薬品（水産局令第8号、1998年）

## ミャンマー規格

2013年、科学技術省（Ministry of Science and Technology）の下にミャンマー規格機関（Myanmar Standards Body）が設置された。ミャンマー規格機関の下には、ミャンマーの食品規格の制定を目的として食品規格技術小委員会が設置された。関連するミャンマーの食品規格が存在しない場合、当面は、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。

## 食品の規格・基準・分析法

ミャンマーには現在、食品分析の国家規格および基準、または公定法は存在しない。

## 食品添加物に関する法規

### 1 概要

食品添加物は、国家食品法（1997年、2013年）に従って規制される。現在、食品添加物の使用に関する細則は存在しない。

### 2 食品添加物の定義および機能用途分類

国家食品法（1997年、2013年）は、添加物を以下のように定義する：

「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、または着色および着香のための成分を指す」。

食品添加物に関する国家規制が存在しないため、食品添加物に対する機能用途分類は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（GSFA）（Codex STAN 192-1995）に従う。

### 3 認可食品添加物および最大使用基準値

ミャンマーには現在、認可食品添加物および最大使用基準値を規定する国家規制または規格は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）が主要参考資料として用いられる。

### 4 食品添加物としての使用を禁止された物質

ミャンマーには現在、食品添加物としての使用を禁止された物質の規定リストは存在しない。

### 5 食品添加物の規格・基準

ミャンマーには現在、食品添加物の規格および基準に関する国家規制は存在しない。そのため、食品管理を目的として、コーデックス委員会やJECFAなどの国際機関が規定した規格および基準が主要参考資料として用いられる。

## 6 新規食品添加物の申請・評価・認可

既存の規制には新規食品添加物の評価および認可に関する明確な手順は存在しない。

## 7 食品への食品添加物の表示

ミャンマーには現在、食品に使用される食品添加物の表示に関する国家規制は存在しない。そのため、関連するコーデックス規格が参考資料として用いられる。

## 8 食品添加物の概要（まとめ）

香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義を表4に、その他、指定/既存添加物、使用禁止物質等についてを表5にまとめた。

表4 食品添加物の概要/定義（一般）

	概要/定義	参照
関連法規	国家食品法（1997年、2013年）	<a href="http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf">http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf</a> 【外部リンク】
<b>概要（一般）/定義</b>		
食品添加物の定義	国家食品法は、添加物を以下のように定義する： 「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、または着色および着香のための成分を指す」	国家食品法第2節（d）項
香料	記載されていない	
加工助剤	記載されていない	
キャリアオーバー	コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠	

表5 食品添加物の概要/定義（指定）

	概要/定義	参照
関連法規	国家食品法（1997年、2013年）	<a href="http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf">http://faolex.fao.org/docs/pdf/mya63441.pdf</a> 【外部リンク】
<b>概要（指定）/附則</b>		
1	指定添加物リスト	コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠
2	既存添加物リスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
3	天然香料基原物質リスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
4	一般に食品として食用または飲用に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト	ミャンマーは該当するリストを作成していない
ネガティブリスト（定められている場合）		ミャンマーは該当するリストを作成していない
食品添加物の規格、重量およびサイズ、汚染物質、分析およびサンプリング方法、食品添加物の製造規格		コーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）および他の関連するコーデックス委員会およびJECFAの規格に準拠
食品添加物に関する公式刊行物および公報		ミャンマーには食品添加物に関する公式刊行物および公報は存在しない

## 食品表示

未調査のため、情報がございません。

## 残留農薬

未調査のため、情報がございません。

## 食品規格・基準／調味料類

未調査のため、情報がございません。

## 食品規格・基準／清涼飲料水

### 炭酸飲料

食品規格・基準・分析法：

ミャンマーには現在、炭酸飲料に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

## 食品規格・基準／アルコール飲料

未調査のため、情報がございません。

## 食品規格・基準／即席めん

### 即席めん

食品規格・基準・分析法：

ミャンマーには現在、即席めんに関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

## 食品規格・基準／健康食品

### 健康食品（栄養表示を含む）

健康食品については、国内的にも国際的にも定義されていない。日本では、狭義にはサプリメントタイプの製品をいう場合があるが、ここでは広義な視点から、栄養成分の強調表示を含め、栄養機能強調表示及び健康機能強調表示する食品としての表示基準を示した。

### 関連法規／規則

The National Food Law (1997) ( 国家食品法 (1997) ) には、栄養表示に限定したものだけでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある。

栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

### 栄養参照量 (定義, NRVs-R/-NCD)

適用無し

### 栄養表示 (適用: 義務 もしくは 任意)

規定無し (任意)

### 適用される食品カテゴリー

規定無し

### 適用除外 (食品カテゴリー)

規定無し

### 適用除外 (食品事業者の規模)

規定無し

### 栄養成分リスト (栄養成分、記載順)

規定無し

### その他の栄養成分

規定無し

### 栄養成分量の表示方法 (表示方法 100g/ml、1サービング、又は1包装分あたり)

サービング当たりの形式を使用する

### 栄養成分量の表示方法 (表示する値: 一定値もしくは幅表示)

規定無し

### 栄養成分量の表示方法 (分析値もしくは計算値)

規定無し

### 栄養表示のための食品成分表／データベースの利用

規定無し

### 栄養表示のための食品成分表／データベース

規定無し

### 栄養成分の計算 (エネルギー／たんぱく質／炭水化物／脂質)

規定無し

### 公差と適合性 (誤差範囲)

規定無し

### 表示方法の特色 (フォーマット、%NRV、表示)

規定無し

### 表示方法の特色 (パッケージ正面の表示、FOP)

FOP表示プログラムはない

### 栄養表示の行政／順守 (政府所管当局／官庁)

Myanmar Food and Drug Administration (ミャンマー食品医薬品局)

### 査察と罰則

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law (消費者保護法) が、Ministry of Commerce (商業省) により起草され、承認のため国会に提出されたこれ (Consumer Protection Law) が役立つかもしれない

---

## 栄養強調表示規則-2

---

### 関連法規／規則

The National Food Law (1997) ( 国家食品法 (1997) ) には、栄養表示に限定したものでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある

栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

**定義（栄養素含有量／比較強調表示）**

規定無し

**栄養素含有量強調表示**

規定無し

**栄養素比較強調表示**

規定無し

**無添加表示（糖類／ナトリウム塩の無添加）**

規定無し

**栄養強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）**

Myanmar Food and Drug Administration（ミャンマー食品医薬品局）

**査察と罰則**

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law（消費者保護法）は、Ministry of Commerce（商業省）により起草され、承認のため国会に提出されたこれ（Consumer Protection Law）が役立つかもしれない

---

**健康強調表示規則-3**

---

**関連法規／規則**

The National Food Law (1997) ( 国家食品法 (1997) ) には、栄養表示に限定したものでなく、食品表示に関するいくつかの条文もある

栄養食品表示を包含する食品表示基準は、現在策定中で近い将来公布される

**定義（健康強調表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）**

規定無し

**栄養機能強調表示（栄養機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）**

規定無し

**その他の機能強調表示（他の機能表示をした食品を指す名称が有る場合はその名称）**

規定無し

**疾病リスク低減強調表示（適用される食品を指す名称）**

規定無し

**承認／認証の種類（規格基準型／事前承認型）**

適用無し

**承認／認証の種類（食品／特定の組成成分に対する承認）**

適用無し

**ヘルスクレームに関する科学的実証**

規定無し

**実証のプロセス（審査組織の構造、政府所管当局／官庁／委員会）**

まだ、策定されていない

**実証の基準および／または効果の評価**

まだ、策定されていない

**特定の安全性に関する事項**

規定無し

**再評価**

規定無し

**製品品質に関する事項（GMP, ISO, HACCP または他の評価尺度）**

規定無し

**有害事象に関する報告システム（義務／任意）**

規定無し

**健康強調表示の行政／順守（政府所管当局／官庁）**

Myanmar Food and Drug Administration（ミャンマー食品医薬品局）

**査察と罰則**

食品表示基準が公表された後に施行されるConsumer Protection Law（消費者保護法）は、Ministry of Commerce（商業省）により起草され、承認のため国会に提出されたこれ（Consumer Protection Law）が役立つかもしれない

**ダイエタリー／フード／ヘルス サプリメントに関する関連法規／規則**

規定無し

**定義（ダイエタリーサプリメントおよび／またはフードサプリメントおよび／またはヘルスサプリメント）**

適用無し

**サプリメントの行政／順守（政府所管当局／官庁）**

適用無し

## 食品規格・基準／乳・乳製品

### 牛乳

**食品規格・基準・分析法**

ミャンマーには現在、牛乳に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

## 食品規格・基準／調理冷凍食品

### 調理冷凍食品

**食品規格・基準・分析法および食品添加物：**

ミャンマーには現在、調理冷凍食品に関する規格は存在しない。関連するコーデックス規格が適用される。

# 国家食品法

国家法秩序回復評議会

(国家法秩序回復評議会法第5/97号)

ミャンマー暦1358年ダボードゥエ月黒分9日

(1997年3月3日)

国家法秩序回復評議会はここに、以下の法律を定める。

## 第1章 表題および定義

1. 本法の名称を国家食品法とする。
2. 本法で使用される次の用語は、以下の意味を有するものとする。
  - (a) 食品とは、医薬品を除く、人間が即座に飲食可能な食品、その中に含まれる成分、または食品添加物を指す。本用語は、保健省が随時、告示を通じて食品として定めたものも含む。
  - (b) 専門家委員会とは、国家医薬品法に従って設置され、本法第4節に従って委員を追加されたミャンマー食品・医薬品専門家委員会を指す。
  - (c) 管理食品とは、専門家委員会が随時管理食品として定めた食品を指す。
  - (d) 食品添加物とは、専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分、もしくは着色、着香、または着味のための成分を指す。
  - (e) 規格非準拠食品とは、関連食品に関する仕様に準拠していない食品、あるいは専門家委員会が定めた最低基準を下回る、または最高基準を上回る食品を指す。
  - (f) 免許とは、食品製造に関するいずれかの現行法に従って、関連政府部門または機関が交付した許可証を指す。
  - (g) 不衛生状態とは、汚物および汚濁による食品汚染のため、消費者の健康に害または危険を及ぼす可能性がある状態を指す。
  - (h) 製造とは、販売を目的とした食品の製造において実施する作業を指す。この用語は、処理過程において実施する作業のいずれかの段階、または全段階の実施も含む。
  - (i) 品質保証とは、食品が真正性を有し、危険がなく、消費者に対して衛生的であることの保証を指す。
  - (j) 表示とは、食品を入れる容器、瓶、包装、外部包装、いずれかの包装素材にラベルを表示する行為を指す。
  - (k) 宣伝とは、食品の流通および販売促進を目的として、公衆に直接的または間接的に通知する施策を遂行することを指す。
  - (l) 一次試験所とは、専門家委員会が告示を通じて指定した、食品標本を分析するための試験所である。
  - (m) 審判試験所とは、一次試験所の食品分析に関して問題が生じた場合、またはいずれかの当事者が不満を抱き不服を申し立てた場合に、標本の再分析後に食品標本分析に関する確定した最終決定を下せるようにすることを目的とする、専門家委員会によって告示を通じて指定された試験所である。

## 第2章 目的

3. 本法の目的は以下のとおりである。
  - (a) 公衆が、真正性を有し、危険がなく衛生的な食品を消費できるようにする。
  - (b) 公衆が、健康に危険を及ぼす可能性がある、または害がある食品を消費することを防止する。
  - (c) 管理食品の製造を組織的に監督する。
  - (d) 食品の製造、輸入、輸出、保管、流通、および販売を組織的に管理し、規制する。

## 第3章 専門家委員会の設置

4. 政府は、本法における食品関連施策の遂行を目的として、以下の者をミャンマー食品・医薬品専門家委員会の委員として追加する。
  - (a) 国境地域少数民族開発省開発局長。
  - (b) 以下の各機関の代表者。
    - (1) ヤンゴン市開発委員会。
    - (2) マンダレー市開発委員会。
  - (c) 以下の各項目に関連する専門家。
    - (1) 食品科学。
    - (2) 食品微生物学。
    - (3) 食品産業技術。
    - (4) 毒性学。
5. 専門家委員会の民間委員は、保健省が定めた、かかる報酬を受ける権利を有する。

## 第4章 専門家委員会の機能および職務

6. 第4節に従って設置された専門家委員会の機能および職務は以下のとおりである。
  - (a) 食品の製造、保管、流通、および販売に関する政策の制定。
  - (b) 食品の品質保証に関する適正生産基準（good production practices）の決定。
  - (c) 食品の検査、管理、および試験所の分析に関する政策の制定。
  - (d) 食品の表示および宣伝に関する政策の制定。
  - (e) 管理食品および食品添加物の種類の決定。
  - (f) 規格非準拠食品に対する詳細な基準および規格の決定。
  - (g) 消費者の安全に向けた、食品の輸出入に関しての関連官庁との調整。
  - (h) 一次試験所および審判試験所の決定。
  - (i) 専門知識に関する事項に関する委員会の設置、およびかかる委員会の機能および職務の決定。
  - (j) 食品関連事項の監督を可能にすることを目的とする、国家医薬品法第5節（1）項に従って設置された州・管区、県、郡区の食品・医薬品監督委員会の機能および職務の追加。
7. 食品を製造する政府部門または機関は、製造に先立って専門家委員会との調整を行う。
8. 専門家委員会は、その機能および職務の遂行をいずれかの部門または機関に委託できる。

## 第5章 免許申請

9. 管理食品の製造を希望する者は、保健局から推薦状を得た後に限り、免許を交付する権限を与えられた政府部門または機関に免許申請を行う。
10. 保健局は、管理食品製造に関して、規定に準拠しているか否かについて精査し、推薦状を発行、またはその発行を拒否できる。
11. 管理食品以外の食品の製造を希望する者は、現行法に従って、免許を交付する権限を与えられた関連政府部門または機関に免許申請を行う。
12. 免許を交付する権限を与えられた関連政府部門または機関は、免許条件、有効期間、免許手数料、および延長手数料を定める。

## 第6章 期限付き一時的免許取消、および免許取消

13. 郡区食品・医薬品監督委員会は、以下の行為のいずれかを行う者に対して一時的または永久的な禁止処分を下すことができる。
  - (a) 不衛生状態で食品の製造、保管、または販売を行う。
  - (b) 食物媒介感染症にかかった者、またはその保菌者を、食品の製造、保管、または販売を目的とした施設内に立ち入らせる、または労働させる。
14. 免許取得者がいずれかの命令、指示、条件、または関連政府部門または機関が発布したいずれかの免許条件に違反する、または違反すると見なされる場合には、免許を交付する権限を与えられた政府部門または機関は、期限付き一時的免許取消、または免許取消を行うことができる。
15. 専門家委員会は、関連する州・管区、県、郡区の食品・医薬品監督委員会に指示して、品質保証に関するいずれかの条件への違反によって免許を取り消された者が製造し、流通させた食品を押収できる。

## 第7章 不服申し立て

16. 権限を与えられた政府部門または機関による免許交付の拒否、期限付き一時的免許取消、または免許取消の決定を不服とする者は、その決定日から63日以内に関連長官またはヤンゴン市開発委員会長に不服を申し立てることができる。
17. 関連長官またはヤンゴン市開発委員会長の決定を、確定した最終決定とする。

## 第8章 品質保証、表示、および宣伝

18. 食品を製造、輸入、輸出、保管、流通、または販売する者は、関連政府部門または機関、あるいは専門家委員会が食品の品質保証、表示、および宣伝に関して発布した命令、指示、および条件を厳守する。

## 第9章 食品検査官としての職務任命

19. 保健省は以下を行う。
  - (a) 食品検査、および適正生産基準が遵守されているか否かに関する検査の実施を目的として、食品検査官としての職務を同省の所属職員に任命する。
  - (b) ヤンゴン市開発地区およびマンダレー市開発地区の関連する開発委員会と協調して、または他の地域の関連官庁と協調して、食品検査官としての職務を適切な職員に任命する。
  - (c) 食品検査官の職務および権限を定める。
20. (a) 食品検査官は、関連する郡区食品・医薬品監督委員会に検査結果を提出する。
  - (b) 郡区食品・医薬品監督委員会は、食品検査官の報告を精査した後、以下を行う。
    - (1) 第13節（a）または（b）項の規定に対する違反が発見された場合には、いずれかの関連行政処分を下す。
    - (2) 第22節、第23節、第24節、または第25節に含まれる禁止事項に対する違反が発見された場合には、本法に従って措置を講じる。

(3) 行政処分を下す原因が生じた場合には、免許を交付する権限を与えられた関連政府部門または機関に報告する。

## 第10章 禁止事項

21. 何人も、第13節に従って下された命令の遵守を怠ってはならない。
22. 何人も、以下の食品の製造、輸入、輸出、保管、流通、および販売を行ってはならない。
  - (a) 消費者の健康に有毒である可能性があり、危険または害を及ぼす可能性のある食品。
  - (b) 食品の性質、本質、または品質に影響や危険を及ぼす程度にまで、全体的または部分的に代替物が用いられた、または不純物が混入した食品。
  - (c) 最大規定値を上回る食品添加物を使用した食品。
  - (d) 関連機関が定めた最大許容値を上回る農薬を含む食品。
  - (e) 関連機関によって禁止された、または許可されていない物質を含む食品。
  - (f) 腐敗した変質物質または食用に適さない物質を含む食品。
  - (g) 規格非準拠食品。
  - (h) 当該食品が有しない特性を、表示に不正記載した食品。
  - (i) 免許を交付する権限を与えられた関連政府部門または機関が定めた記載すべき情報が含まれていない食品。
23. 何人も、管理食品を、免許無しで製造してはならない。
24. 何人も、製造された管理食品を、免許無しで輸出、保管、流通、または販売してはならない。
25. 食品を製造、輸入、輸出、保管、流通、または販売する者は、関連政府部門または機関、あるいは専門家委員会が以下に関して発布した命令、指示、および条件の遵守を怠ってはならない。
  - (a) 品質保証。
  - (b) 表示。
  - (c) 宣伝。

## 第11章 違反および罰則

26. 第21節の規定に違反した者は、有罪判決により、1年以下の禁固または10,000チャット以下の罰金に処する。
27. 第21節のいずれかの規定の不遵守のために有罪判決を受けた後に継続して第21節の遵守を怠った者は、不遵守の継続中、1日につき追加で500チャットの罰金を科す。
28. 第22節のいずれかの規定に違反した者は、有罪判決により、
  - (a) (a) 項、(b) 項、(c) 項、(d) 項、(e) 項、または (f) 項に含まれる食品に関連する違反である場合は、3年以下の禁固または30,000チャット以下の罰金に処する、あるいはこれらを併科する。
  - (b) (g) 項、(h) 項、または (i) 項に含まれる食品に関連する違反である場合は、1年以下の禁固または10,000チャット以下の罰金に処する、あるいはこれらを併科する。
  - (c) 違反に関連する証拠物件も押収の対象となる。
29. 第23節の規定に違反した者は、有罪判決により、5年以下の禁固、または5,000チャット以上50,000チャット以下の罰金に処する、あるいはこれらを併科する。また、違反に関連する証拠物件も押収の対象となる。
30. 第24節の規定に違反した者は、有罪判決により、3年以下の禁固、または1,000チャット以上30,000チャット以下の罰金に処する、あるいはこれらを併科する。また、違反に関連する証拠物件も押収の対象となる。
31. 食品を製造、輸入、輸出、保管、流通、または販売する者で、第25節の規定に違反した者は、有罪判決により、3年以下の禁固、または1,000チャット以上30,000チャット以下の罰金に処する、あるいはこれらを併科する。

## 第12章 雑則

32. (a) ヤンゴン市開発地区およびマンダレー市開発地区以外の地域では、郡区食品・医薬品監督委員会が食品検査を実施できる。
  - (b) ヤンゴン市開発地区およびマンダレー市開発地区では、郡区食品・医薬品監督委員会がヤンゴン市開発委員会またはマンダレー市開発委員会の関連保健局と協調して、食品検査を実施する。
33. 本法の規定は、個人消費用として個人と共に国内に持ち込まれる、または国内から持ち出される食品には適用されない。
34. 本法に従って訴訟手続きを起す際には、保健省、あるいはこのために権限を委ねられた機関または個人の事前許可を得る。
35. 商業目的での食品の輸出入を行う許可を付与する権限を与えられた政府部門または機関は、保健局の推薦証書を提出できる者にのみ許可を付与する。
36. 免許を交付する権限を与えられた政府部門または機関が発布した命令、指示、および条件を、本法に従って発布された命令、指示、および条件であると見なす。
37. 国家医薬品法に従って発布された食品検査に関連した命令、およびいずれかの現行法に従って発布された食品規格に関連した命令は、本法に矛盾しない限りにおいて、引き続き適用可能である。
38. 本法規定の実施を目的として、
  - (a) 保健省は必要に応じ、政府の承認を得て、かかる規則および手続きを発布できる。
  - (b) 関連政府部門または機関、あるいは専門家委員会は、かかる命令および指示を必要に応じて発布できる。

(署名) タン・シュエ

上級大将  
議長  
国家法秩序回復評議会

## 食品法改正法

(2013年連邦議会法第24号)

ミャンマー暦1375年ワガウン月白分7日

(2013年3月13日)

連邦議会はここに、以下の法律を定める。

1. 本法の名称を食品法改正法とする。
2. 食品法第2節 (a) 項を、次のように回復、置換または代替する。

「(a) 食品とは、医薬品、タバコ、および化粧品を除く、人間が飲食可能な食用品、その中に含まれる成分、または食品添加物を指す。本用語は、保健省が随時、告示を通じて食品として定めたものも含む。」
3. 食品法第3節 (d) 項、第6節 (a) 項、第18節、第22節、第24節、第25節、および第31節に記載された「保管」という語の後に、それぞれ「輸送」という語を追加する。
4. 食品法第4節を、次のように回復、置換または代替する。

「連邦政府は、本法における食品に関する事柄に関連した施策の遂行を目的として、関係者によるミャンマー食品・医薬品専門家委員会を設置する。」
5. 食品法第13節 (a) および (b) 項で使用される「保管」という語の後に、「輸送、流通」という語句を追加する。
6. 食品法第16節および第17節に記載された「関連長官またはヤンゴン市開発委員長」という語句を、それぞれ「関連連邦長官、州または地方域の政府、ネーピードー市開発委員長、マンダレー市開発委員長、自治的・自律的な独立州または独立地方域の政府」という語句でしかるべく置換する。
7. 食品法第19節 (b) 項を、次のように回復、置換または代替する。

「(b) ネーピードー市開発地区、ヤンゴン市開発地区、およびマンダレー市開発地区の関連開発委員会と協調して、食品検査官としての職務を適切な職員に任命する。また、関連連邦官庁、州または地方域の政府、自治的・自律的・自己管理的な独立州または独立地方域の政府と協調して、食品検査官の職務および権限を定める。」
8. 食品法において、
  - (1) 食品法第26節に記載された「10000チャット以下の罰金」という語句を、「100000チャット以下の罰金」という語句で置換する。
  - (2) 食品法第27節に記載された「500チャット以下の罰金」という語句を、「5000チャット以下の罰金」という語句で置換する。
  - (3) 食品法第29節に記載された「5000チャット以上50000チャット以下の罰金」という語句を、「100000チャット以上500000チャット以下の罰金」という語句で置換する。
  - (4) 食品法第30節および第31節に記載された「1000チャット以上30000チャット以下の罰金」という語句を、「100000チャット以上300000チャット以下の罰金」という語句で置換する。
9. 食品法第32節において、
  - (1) 食品法 (a) および (b) 項に記載された「ヤンゴン市開発地区およびマンダレー市開発地区」という語句を、「ネーピードー市開発地区、ヤンゴン市開発地区、およびマンダレー市開発地区」という語句で回復、置換または代替する。
  - (2) 食品法 (b) 項に記載された「ヤンゴン市開発委員会またはマンダレー市開発委員会の関連保健局」という語句を、「都市開発委員会の関連保健局」という語句で回復、置換または代替する。
10. 食品法第38節を、次のように回復、置換または代替する。
  - (a) 保健省は必要に応じ、連邦政府の承認を得て、かかる規則および手続きを発布できる。
  - (b) 関連政府部門または機関、あるいは専門家委員会は、かかる告示、命令、指示、および手続きを必要に応じて発布できる。

ここに、ミャンマー連邦共和国憲法に従って署名する。

(署名) テインセイン

首相

ミャンマー連邦共和国